

## 令和7年度東京都福祉人材確保対策推進協議会専門部会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、「東京都福祉人材確保対策推進協議会設置要綱」(以下「要綱」という。) 第6条第3項の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置する部会及び検討事項)

第2条 部会は、次のとおり設置し、各項に掲げる事項について検討を行う。

#### (1) 普及啓発部会

福祉業界における福祉人材の魅力発信に関すること。

#### (2) 人材確保部会

福祉業界における福祉人材の確保・育成・定着に関すること。

### (部会の委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱の日が属する年度が終了したときには、任期は終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 各部会の運営については、要綱第8条及び第10条から第12条までの規定を適用する。

### (雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、令和7年4月8日から施行する。